平成２３年（フ）第８８３号
神戸市西区玉津町高津橋275番地　農住Ｅ－204号、従前の住所神戸市西区春日台１丁目７番地の３
破産者　杉本　隆信
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３５号
広島県福山市水呑町4805番地
破産者　赤松百合子
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５３６号
開始決定時の住所北海道旭川市北門町17丁目2153番地の63
破産者　釜土　安平
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２０号
北海道紋別郡雄武町字雄武1162番地
破産者　高橋　啓三
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２１号
北海道旭川市９条通14丁目24番地の224レンカルナ旭川
破産者　大池　　明
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４９２号
横浜市青葉区新石川３丁目29番地２　田園ドミール506
破産者　三上　卓夫
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９５号
横浜市青葉区新石川３丁目29番地２　田園ドミール506
破産者　三上　敏子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６号
石川県七尾市佐味町カ部47番地１
破産者　濱田佐和子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第３７号
石川県七尾市山王町ツ部14番地２
破産者　濱田　康司
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４４号
岐阜県大垣市三塚町945番地１　グリーンアイ102
破産者　岩田　　誠
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
静岡県富士市大淵2233番地の４、開始決定時の住所静岡県富士市久沢1078番地の２
破産者　山口　笑子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２５５号
静岡県浜松市北区引佐町奥山380番地の147
破産者　平井　由美
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
京都市西京区大枝沓掛町13番地23　第３田原ハイム201号
破産者　田中　　通
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
奈良市神功２丁目４番地の21
破産者　中村　良人
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２号
奈良市千代ヶ丘３丁目４番地の９
破産者　小倉　和彦
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜18番地29シルクハイム307号室、旧住所徳島県鳴門市撫養町弁財天字三ツ井丁76番地１
破産者　田中　正宏
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４号
宮崎県日南市吾田西３丁目10番１―17号、開始決定時の住所宮崎県日南市吾田東９丁目１番40号
破産者　甲斐　哲子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係